

～二重の住宅ローンを抱えることになった方へ～

女川町住宅再建支援制度（二重ローン対策）のご案内

女川町では、東日本大震災により居住していた住宅に被害を受け、その住宅にローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、宮城県住宅再建支援事業（二重ローン対策）で交付決定を受けた方に対し、県の交付決定額と同額を補助します。

○補助の対象要件（下記のすべての要件を満たす方）

- 1 東日本大震災の発災日（平成23年3月11日）以前から女川町の定住者で自らが居住する住宅を町内に有していた方
※定住者：女川町の住民基本台帳に記載され、かつ当該住所地を生活の根拠とする者
- 2 女川町内に自ら居住する住宅を再建（建設・購入・増改築及び補修・居住する住宅に係る宅地の購入等）する方
- 3 震災前の住宅ローンの残額が500万円以上あり、かつ住宅再建のため新たに500万円以上の住宅ローンを組んだ方
- 4 宮城県住宅再建支援事業（二重ローン対策）による補助金の交付決定を受けている方
※宮城県住宅再建支援事業（二重ローン対策）の内容については、県が発行する住宅再建支援事業（二重ローン対策）パンフレットをご覧ください。

○補助金額

宮城県住宅再建支援事業（二重ローン対策）補助金により交付決定を受けた額と同額（上限50万円）を補助します。

○申請期間

平成28年3月31日まで

○申請書類

- 1 女川町住宅再建支援事業（二重ローン対策）補助金交付申請（請求）書
- 2 宮城県住宅再建支援事業（二重ローン対策）補助金交付決定通知書の写し

○申請窓口及びお問合せ

女川町生活支援室 支援係

電話0225-54-3131 内線162～164